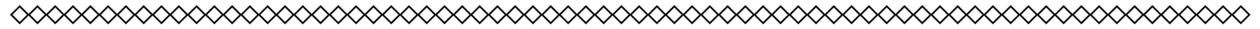


# 庁 議

日時： 2月 5日 (水) AM9:00 <庁議室>



## 【市長挨拶】

## 【協議事項】

- |   |        |
|---|--------|
| 1. 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  | 企画部長   |
| 2. 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                     | 企画部長   |
| 3. 財産の取得について  | 企画部長   |
| 4. 太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                    | 健康医療部長 |
| 5. 太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 6. 太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について  | 産業環境部長 |
| 7. 太田市立学校給食センター設置条例の廃止について  | 教育部長   |
| 8. 太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について   | 企画部長   |
| 9. 太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について   | 企画部長   |
| 10. 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について   | 企画部長   |

## 【報告事項】

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 1. 令和6年度太田市一般会計補正予算（第8号）についての専決処分について | 総務部長   |
| 2. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について         | 市民生活部長 |
| 3. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について         | 都市政策部長 |
| 4. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について         | 教育部長   |

## 【連絡事項】

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 1. 令和7年度組織機構について                | 企画部長   |
| 2. 令和7年度太田市当初予算（案）の概要について       | 総務部長   |
| 3. 新型ペーパーラボ等実証実験について            | 総務部長   |
| 4. 「マイナンバーカードはじめてガイドブック」の発行について | 市民生活部長 |
| 5. シティライナーおおた「新田線」の経路変更について     | 市民生活部長 |
| 6. 物価高騰に伴う事業者支援金について            | 産業環境部長 |





- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

非常勤特別職の職員の報酬について、今般の社会情勢に鑑み、近隣自治体の報酬額等を参考に各職員の活動時間に応じた報酬額の変更を行うものです。

また、太田市附属機関設置条例の制定により、新たに16の委員会、審議会、協議会等が地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項に定める「附属機関」として規定されるため、それぞれの非常勤特別職の職員の報酬を新たに制定するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

①既存の非常勤特別職の職員の報酬額（1日又1回の金額）の改正

職員の区分	改正後（案）	改正前	
選挙管理委員会補充員	8,000円	7,900円	
選挙長、開票管理者	11,000円	10,800円	
投票管理者	13,000円	12,800円	
期日前投票管理者	12,000円	11,300円	
投票立会人	日額12,000円 半日額6,000円	10,900円	
期日前投票立会人	日額10,000円 半日額5,000円	9,600円	
開票立会人、選挙立会人	9,000円	8,900円	
固定資産評価審査委員会、公平委員会、社会教育委員会、私立学校審議会、公務災害補償等認定委員会、公務災害補償等審査会、文化財保護審議会、美術館・図書館運営委員会、空家等対策協議会、総合計画審議会、都市計画審議会、景観審議会、土地区画整理審議会、環境審議会、青少年問題協議会、資料館及び記念館等運営委員会、児童館運営委員会、モーター類似旅館建築等審議会、建築審査会、開発審査会、太陽光発電設備設置審議会、介護保険運営協議会、下水道事業審議会、民生委員推薦会、子ども・子育て会議	委員長、会長  委員、臨時委員	10,000円  9,000円	8,900円  7,900円

国民健康保険運営協議会、特別職報酬等審議会、退職手当審査会、名誉市民選定審査委員会、住居表示審議会、図書館協議会、安全安心まちづくり協議会、放置自動車等対策協議会、学校適正規模及び適正配置審議会、青少年センター運営協議会、福祉会館運営協議会、こども館運営委員会、防災会議、国民保護協議会、情報公開及び個人情報保護審査会、行政不服審査会、太田市高度救急医療支援センター運営委員会、養護老人ホーム入所等判定委員会	委員長、会長	9,000円	8,900円
	委員、専門委員	8,000円	7,900円
土地区画整理事業評価員		8,000円	7,900円
いじめ問題専門委員会、いじめ再調査委員会	委員長	太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例に定める額	8,900円
	委員、臨時委員		7,900円
指定管理者候補者審査委員会	委員長	12,000円	8,900円
	委員	11,000円	7,900円
介護認定審査会、障がい認定審査会	委員長、会長	14,000円	13,500円
	委員	10,000円	9,000円

## ②新たに制定する非常勤特別職の職員の報酬

職員の区分	年・月・日額の別	報酬額
まちづくり市民会議	会長	日額 10,000円
	委員	〃 9,000円
公共工事入札等監視委員会	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
人権施策推進協議会	会長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
男女共同参画推進協議会	会長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
1%まちづくり会議	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
美術館・図書館美術作品等収蔵委員会	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
地域密着型サービス運営委員会	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会	委員長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
地域包括支援センター運営協議会	会長	〃 10,000円
	委員	〃 9,000円
教育委員会事務事業評価委員会委員	〃	9,000円

学校給食運営委員会	委員長	〃	9,000円
	委員	〃	8,000円
中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡金山城跡保存活用計画策定委員会	委員長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円

2 施行日 令和7年4月1日

3 その他 令和7年3月定例会に議案提出予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル



- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、当該条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

(1) 職員配置の柔軟化（第4条）

- ・現行で常勤とされている職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とするものです。
- ・複数の圏域を一つとして各圏域内の第一号被保険者を合算した数に応じて配置すべき職員の員数を配置することで、当該圏域それぞれが職員の配置基準を満たすこととするものです。
- ・上記のいずれについても、センターの運営状況等を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合に限ります。

(2) その他（第3条、第4条）

引用する省令の改正に伴い生じた条項ずれを反映するものです。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和7年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 地域支援係 内線 2545 47-1856 ギャルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

基準省令である「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」の改正に伴い、当該条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改めるものです。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和7年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 地域支援係 内線 2545 47-1856 ギャリン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可案件について土砂の搬入計画の届出制度として改正し、環境保全に係る規制を維持することで、土壌基準の規定のない宅地造成及び特定盛土等規制法と併せて、これまでと同等の規制を確保し、併せて所要の条文を整理するものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

土砂条例については、これまで生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的に許認可をしておりましたが、市民の安全に係る部分については、宅地造成及び特定盛土等規制法での許可となるため、重複規制を回避し許可制度を廃止、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可案件について土砂の搬入計画の届出制度として改正します。

2 施行期日

令和7年5月26日

3 その他

令和7年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部 環境対策課 公害対策係 内線2651 47-1893 ダイアルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 TEL 20-7080



【 表 題 】

太田市立学校給食センター設置条例の廃止について

【 目 的 】

太田市立新田学校給食センターを廃止することに伴い、太田市立学校給食センター設置条例（平成17年太田市条例第125号）を廃止するものです。

【 概 要 】

1 概 要

木崎、生品及び綿打の各小学校に親子方式の給食室が完成し、令和7年4月から給食を提供することになりましたので、太田市立新田学校給食センターを廃止するものです。

2 施行期日 令和7年4月1日

3 その他 令和7年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 新田学校給食センター 57-3671ダイヤル

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【 表 題 】

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

【 目 的 】

人事院は、国家公務員の給与について令和6年8月8日に勧告を行いました。地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 一般職の給与改定関係

(1) 給料表（給料月額）の改定（公布の日より施行、令和7年4月1日適用）

令和6年12月に官民格差の是正として行政職及び消防職給料表の全級全号級を上げましたが、令和7年4月から更に3級以上の給料表の初号近辺の号給を削除することで各級の初号の額を上げつつ、8級以上の管理職は更に職責を重視し各号の上げを行う人事院勧告に従い、本市も同様に給料表を改正します。

これによる給料月額への影響額は、行政職8級のみ平均6,538円（1.45%）の増額となり、行政職7級までと消防職には影響ありません。

(2) 期末勤勉手当支給率の改定

令和6年12月に期末手当及び勤勉手当の支給率を年間4.6月（再任用職員は年間2.4月）に改正しましたが、令和7年度以降期末手当及び勤勉手当の6月期及び12月期の支給率が均等になるよう再配分します。

一般職		6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	1.250 (1.050)	1.250 (1.050)	2.500 (2.100)
	勤勉手当	1.050 (1.250)	1.050 (1.250)	2.100 (2.500)
	合 計	2.300	2.300	4.600

( ) 内は課長職以上の職員の支給率

再任用職員		6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.700	0.700	1.400
	勤勉手当	0.500	0.500	1.000
	合 計	1.200	1.200	2.400

(3) 扶養手当の支給対象者及び支給額の改正

令和8年度にかけて、段階的に配偶者への支給を取りやめ、子への支給額を上げます。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	給料表7級以下の職員	6,500円	3,000円	廃止
	給料表8級の職員	3,500円	廃止	
子(1人あたり)		10,000円	11,500円	13,000円

(4) 地域手当の支給率の引き上げ

令和8年度から、支給率を4%へ上げます。人事院勧告のとおり、令和7年度は経過措置として3%を維持します。

(参考) 令和6年人事院勧告に基づく群馬県内の支給対象地域

支給地域	現行	令和7年度	令和8年度
高崎市	6%	5%	4%
前橋市	3%	3%	
太田市		2%	
渋川市		0%	
その他の地域	0%	0%	0%

(5) 通勤手当の改正

支給上限額を現行の55,000円から150,000円に上げるとともに、新幹線鉄道等(在来線特急・高速自動車国道等など)の特別料金に対しても通勤手当を支給できるように改正します。

(6) 単身赴任手当の改正

採用時から支給できるように改正します。

(7) 管理職員特別勤務手当の改正

平日深夜に係る支給開始時間を現行の午前0時から午後10時へ繰り上げます。

(8) 再任用職員の住居手当の改正

再任用職員に対しても一般職同様に住居手当を支給できるよう改正します。

(9) 住居手当の条文改正

第13条第2項第1号(扶養手当部分)中「配偶者」の廃止に伴い、「配偶者」という字句に事実婚も含む記載がなくなるため、第12条第2号(住居手当部分)に表記されている「配偶者」に付記します。住居手当の制度自体には変更ありません。

## 2 任期付職員の給与改定関係

特定任期付職員に対して従前は、勤勉手当は支給されず、代わりに年1回給料月額1月分を支給する特定任期付職員業績手当を支給することとされていましたが、この業績手当を廃止し、一般職と同様に勤勉手当を支給する形に改正します。（該当者なし）

## 3 その他

3月定例会に議案提出予定です。

### 【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル







- 内容 【 2. 報告事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線 (2400)



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和7年1月20日	344,608円 (344,608円)	10割	○概要 令和6年11月14日、太田市福沢町226番地1の太田市立沢野小学校駐車場敷地内において、市営無料バスを後退させた際、後方不確認により、バスの右側後方部が駐車してあった相手方車両の右前方部に接触し、当該車両のバンパー部分を損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険会社の一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 55-4666 タ イル イ

- 内 容 【 2. 報告事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和7年1月21日	13,420円 (26,840円)	5割	令和6年10月22日、太田市新田大根町382番1先の市道において、相手方の親族が相手方の所有する乗用車を運転し、道路に生じていた陥没部分を通じたところ、当該乗用車の左後輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険株式会社道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線 2711 47-1835ダイヤル

- 内容 【 2. 報告事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 損害賠償の概要

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和7年1月20日	31,921円 (106,403円)	3割	○概要 令和6年7月11日、太田市藤阿久町498番地2所在の店舗駐車場において、職員の運転する公用車が駐車しようとした場所の手前で一時停止後再発進したところ、相手方が所有し運転する乗用車が後方を確認せずに後退してきたため、当該公用車の助手席後方部と当該乗用車後方部が衝突し、当該公用車及び当該乗用車が損傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の一般自動車保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年2月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 人事係 20-7080 タヤリン

- 内容 【 3.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

令和7年度組織機構について

【 目 的 】

令和7年度に向けた組織機構の見直しについて報告するものです。

【 概 要 】

1 基本的な考え方

市民ニーズを的確に捉え、効率的な行政サービスが提供できる組織、限られた人材を最大限活用できる組織の構築を目指し、必要な改正を行うものです。

2 組織機構の見直し内容

部	現行	令和7年度組織	理由
総務部	収納課 ・債権管理係	収納課 ・(廃止)	債権管理条例に基づき、事務執行が適正に運用され、組織設置当初の目的が達成されたため「債権管理係」を廃止する。
市民生活部	市民課 ・管理戸籍係 ・窓口記録係	市民課 ・管理証明係 ・住民記録係 ・戸籍係(新規)	戸籍のカナ表記への対応などを所掌する戸籍係を新設し、窓口証明発行、住民記録の各業務を再編するため「管理証明係」と「住民記録係」に名称変更する。
文化スポーツ部	西複合施設 ・図書館管理係	エアリススペース ・図書館管理係	新規施設開館に伴い課の名称を変更する。
	スポーツ施設管理課 ・— ・渡良瀬スポーツ広場係	スポーツ施設管理課 ・管理係(新規) ・(廃止)	係の一部を集約し、行政課題に対する体制の充実を図るため「管理係」を新設する。
福祉こども部	長寿あんしん課 ・—	長寿あんしん課 ・養護老人ホーム(新規)	施設を直営で運営するため「養護老人ホーム」を新設する。
	こども課 ・児童給付係	こども課 ・こども政策係	こども政策全般に係る事務を所掌するため、名称を変更する。
都市政策部	市街地整備課 ・—	市街地整備課 ・清算係(新規)	東矢島土地区画整理事業終了に向けた事務を進めるため「清算係」を新設する。

消防本部	予防課 ・ 査察指導係 ・ 予防係 ・ 消防設備係	予防課 ・ (廃止) ・ 予防調査係 ・ 設備指導係	目的達成により組織を廃止し、廃止に伴う業務内容の明確化のため名称を変更する。
	中央消防署 ・ —	中央消防署 ・ 救急第3係 (新規)	救急医療の行政課題に対する体制の充実を図るため「救急第3係」を新設する。
教育部	学校施設管理課 ・ 新田学校給食センター	学校施設管理課 ・ (廃止)	給食事業 (センター方式) 終了に伴い「新田学校給食センター」を廃止する。

### 3 組織の比較

令和6年度			令和7年度			比較		
部	課	係	部	課	係	部	課	係
15	90	243	15	90	244	±0	±0	+1

組織数は、市長部局のほか、教育委員会、消防本部、議会、行政委員会を含み、一部事務組合を除いています。

#### 【備考】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ダイヤル



・市内公営住宅集約促進事業	342,626千円	728,160千円	▲385,534千円
・学校ICT整備事業	678,700千円	0千円	皆増
・小中学校給食施設改築事業	206,500千円	970,405千円	▲763,905千円

#### 4 主な施策事業（一般会計）

##### （1）豊かな心を育む(学びとスポーツ・芸術)

おおたプログラミング学校運営事業、新田文化会館・総合体育館改修事業、みらい給付型奨学金支給事業、外国語指導助手(A L T)設置事業、外国人児童生徒日本語指導事業、生徒指導充実事業(おおたん教育支援隊)、不登校対策事業(教育相談員)、小中学校改修等事業(トイレ改修 / 照明器具LED化ほか)、学校ICT整備事業、市立太田高校保全改修事業、社会教育総合センター施設等改修事業、学習文化センター改修事業、スポーツ施設照明改修事業、小中学校給食施設改築事業

##### （2）健やかに暮らす(福祉と健康)

放課後児童クラブ建替事業、第3子以降子育て支援事業、こどもプラッツ推進事業、パパママリフレッシュ事業、私立幼稚園等給食費助成事業、保育園等利用児童おむつ給付事業、救急医療対策事業、学校給食費無料化事業

##### （3）にぎわいを生む(産業と観光)

大型農業機械導入支援事業、県営集落基盤整備事業(藪塚西部地区)、小規模農村整備事業、市単独生産基盤整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業(遊水池)、上堀口排水機場整備事業、商店リフォーム支援事業、空き店舗対策事業

##### （4）安全・安心な暮らし(防災防犯)

防犯灯維持管理事業、家庭用防犯カメラ購入助成事業、宅地耐震化推進事業、木造住宅耐震診断者派遣・耐震改修補助事業、交通安全対策事業、道路照明LED化事業、消防本部・中央消防署庁舎改修事業、消防・救急車両等整備事業

##### （5）便利な暮らし(都市基盤)

狭あい道路整備事業、道路維持整備事業、一般市道新設改良事業、幹線水路整備事業、道路ストック(橋梁)定期点検・修繕事業、幹線道路整備事業、幹線道路舗装補修事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業(東矢島／宝泉南部／尾島東部／太田駅周辺)

##### （6）快適な暮らし(住環境と自然)

住宅用再エネ機器導入報奨金事業、第一・第二クリーンセンター施設能力強化事業、空家除却補助事業、住宅リフォーム支援事業、排水対策事業、公園トイレ改修事業、金山遊歩道等整備事業、市内公営住宅集約促進事業

##### （7）みんなで支え合う(参画と行政運営)

1%まちづくり事業、本庁舎設備保全事業、デジタル化推進事業、基幹業務システム標準化移行事業、行政センター改修事業(太田／毛里田／宝泉／木崎)、(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業、旧新田保健センター改修事業

#### 5 令和7年度太田市当初予算(案)の概要・・・・・・・・別紙のとおり

【備考】\*問い合わせ先 総務部財政課 財政係 ダイヤル 0276-47-1816





- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 山影 正敏 内線 2400



【 表 題 】

シティライナーおおた「新田線」の経路変更について

【 目 的 】

シティライナーおおた新田線は、太田駅北口より太田記念病院やジョイフル本田などを經由し、主に通勤・通学や医療機関の通院等に利用されています。昨年6月23日にエアリススケートパークがオープンし、さらには、本年2月23日に太田西複合施設「エアリスベース」の開館が予定されるなど、多様な公共施設が集約する施設を經由することでパークアンドライドが可能となり、市民の利便性の向上となることから、運行経路の見直しを行うものです。

【 概 要 】

- 1 経路変更区間 別紙経路図のとおり
- 2 廃止バス停名称 ジョイフルホンダ西
- 3 新規バス停名称 ユーランド新田及びエアリスベース南
- 4 運行開始期日 令和7年4月1日から運行予定
- 5 これまでの事務手続き
  - (1) 令和7年1月27日 太田市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会に議案提出  
「シティライナーおおた新田線運賃設定」について  
⇒ 原案のとおり承認済み
  - (2) 同 日 太田市地域公共交通活性化協議会に議案提出  
「シティライナーおおた新田線の経路変更」について  
⇒ 原案のとおり承認済み
- 6 今後の関係機関への事務手続き  
令和7年2月上旬 関東運輸局群馬運輸支局に運行計画変更の届出書等提出予定

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826<sup>た</sup> イルイン



- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

賃上げ促進支援金（群馬県との連携支援）について

【 目 的 】

持続的な賃上げを促進するため、5%以上の賃上げを実施した事業者に対して支援金を支給します。

【 概 要 】

1. 対象  
市内に事業所を有する中小企業等  
※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用）も含む
2. 支給上限  
約5,000人分（約250事業所）
3. 支給金額  
従業員1人あたり2万円、最大40万円（1事業所あたり最大20人分）  
【群馬県：従業員1人あたり5万円、最大100万円（1事業所あたり最大20人分）】  
※従業員は市内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
4. 対象期間  
令和7年4月1日から11月30日（予定）  
※受付開始 令和7年7月から（予定）
5. 対象要件  
群馬県の賃上げ促進支援金の交付を受けた市内中小企業等
6. 予算措置  
事業費 100,000千円
7. その他  
群馬県の賃上げ促進支援金の上乗せ支援として実施するため、対象業種等の要件は群馬県に準ずることになります。

【 備 考 】

問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 経営支援係 内線2646 47-1846 タイリン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上恵美子 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

公共施設における温室効果ガス排出実質ゼロの都市ガスの導入について

【 目 的 】

2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出実質ゼロの都市ガスを公共施設に導入することで、脱炭素の取組を推進するものです。

【 概 要 】

1 事業概要

都市ガスの製造から燃焼までに発生する温室効果ガスを、J-クレジットにより相殺（オフセット）した、温室効果ガス排出実質ゼロの「カーボン・オフセット都市ガス」を公共施設に導入します。

この都市ガスを使用した場合、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告において、温室効果ガス排出量をゼロとすることができます。

2 導入施設

- ・ 太田市役所（本庁舎・南庁舎）
- ・ 太田市民会館
- ・ エアリスペース
- ・ 太田市美術館・図書館
- ・ 太田市総合体育館（オープンハウスアリーナ太田）

3 CO2削減効果 5施設合計で、年間約850t-CO2

4 導入時期 令和7年4月（予定）

※J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線2661 47-1953ダイヤル



- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市教育大綱の制定について

【 目 的 】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の第3項に規定されたもので、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、市長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」を経て、教育の基本方針を定めるものです。

【 概 要 】

令和7年1月28日（火）に開催された総合教育会議において協議され、承認されました。

1 大綱の期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

2 基本理念

第3次太田市総合計画に掲げられた基本目標の1つである「豊かな心を育む」を推進し、次代を担う子どもたちの教育に、家庭や地域、学校が一体となって取り組み、豊かな人間性や社会性、生きる力を育むとともに、未来を切り拓く力を備えた人材の育成、さらには、年齢を問わず誰もが学び続けることができる環境づくりを目指します。

3 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の6つの基本方針について目指す姿と施策方針を定め、具体的な取組みを推進します。

- (1) 教育行政の推進
- (2) 義務教育の推進
- (3) 高校教育の推進
- (4) 青少年育成の推進
- (5) 生涯学習の推進
- (6) 文化財の保存活用の推進

4 その他

- ・ 太田市議会市民文教委員会への報告と全議員への配布。
- ・ 太田市ホームページ掲載による市民への公表。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 20-7080 ダイヤル

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL) 1301



【 表 題 】

令和7年太田市成人式～二十歳を祝う会～の実施結果について

【 目 的 】

二十歳という人生の大きな節目を迎えることができた喜びを仲間と分かち合い、これまで支えてくれた周囲や社会に感謝するとともに、その期待に応えられる人となるための自覚を促すために実施しました。

【 概 要 】

1. 名 称 令和7年太田市成人式～二十歳を祝う会～
2. 期 日 令和7年1月12日（日）
3. 会 場 OPEN HOUSE ARENA OTA
4. 内 容 主催者紹介、主催者あいさつ、来賓紹介、お祝いのことば  
祝電披露、二十歳の主張、サンダーガールズチアパフォーマンス、抽選会
5. 出席者数

(単位：名)

総計	該当者数			出席者数			出席率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	1,362	1,188	2,550	917	844	1,761	67.3%	71.0%	69.1%

6. そ の 他
  - ・式典の様子をセンタービジョンで上映
  - ・記念品として、当日の様子を動画撮影したものを、DVDにして出席者全員へ配布

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 青少年係 外線22-3442